

道路工事の実施について

(都市建設課)

町道の補修工事を次のとおり実施します。工事期間中は通行止め等で大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

・町道8号線道路舗装補修工事

(第7工区)

○工事期間 10月上旬まで

○工事箇所 幸主地内

○施工業者 小沢道路株



・町道8号線道路舗装補修工事

(第8工区)

○工事期間 10月上旬まで

○工事箇所 原宿台地内

○施工業者 株岡島組



○お問い合わせ

都市建設課 建設管理G

☎(84)33347 (直通)

五霞インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業の事業計画変更に係る事業計画変更案の縦覧

(都市建設課)

土地区画整理法に基づき、次のとおり事業計画変更案の縦覧を行います。

また、この事業計画変更案に意見のある利害関係者(地権者等)の方は県知事に意見書提出できます。

○縦覧場所 役場 都市建設課

○縦覧期間

9月18日(金)～10月2日(金)

○意見書提出期間

10月3日(土)～17日(土)

※郵送可(期限内必着)

○意見書提出先

〒310-8555

水戸市笠原町978-6

茨城県知事 橋本 昌

(土木部都市局都市整備課扱い)

※縦覧及び意見書提出期間に遅延が生まれたら、町公式ホームページにて周知します。

○お問い合わせ

都市建設課

五霞IC周辺地区推進室

☎(84)33347 (直通)

農地の適正利用が困難な場合は貸し借り(利用集積)制度を利用してください

(産業課)

農地を遊休化し荒廃させると、年数を経るごとに農地性を失い、復旧するのに多大な投資と労力が掛かります。

高齢や勤め等の理由で耕作ができない方は、農業経営規模を拡大したい方に貸すことにより、農地の保全と有効利用が図れるようになります。

手続きは、農地を貸す人、借りる人の合意の元で農用地利用集積計画申出書を作成し、農業委員会が承認されることで法的に貸し借りが認められます。

また、貸借の契約期間は3年、6年、10年を原則としており、契約期間が満了すると、自動的に貸借権が消滅しますので、ご安心ください。貸借期間中でも当事者の合意があればいつでも解約することができます。

農地利用集積の推進期間は9月1日(火)から10月13日(火)までとしておりますので、希望される方はお申し出ください。

○貸し手のメリット

・手続きに大きな負担はありません。

・貸した農地は期間がくれば必ず返してもらえます。

・貸し借りを継続したいときは再度、設定が可能です。

○借り手のメリット

・経営規模の拡大と集積による経費削減が見込めます。

・更新時期には、農業委員を通して継続の意思確認を行います。

○農地中間管理事業による貸借制度

茨城県農地中間管理機構が事業主体となる本制度では、農地の貸し借りが一定の要件を満たす場合、土地所有者に対して協力が支払われます。農地の貸し付けを希望される方は、産業課地域振興グループまでお問い合わせください。

一定要件の例

・貸付希望者が経営する全ての農地を当事業により貸し付けること

・貸し付ける農地は荒廃化しておらず、農業機械の通行が可能な概ね2.5mの幅員のある公道に接していること

・貸付期間は10年以上とする

○お問い合わせ

産業課 農業委員会G

☎(84)2582 (直通)